



平成 25 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 NEC モバイリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 山崎 耕司
(コード：9430 東証第一部)
問合せ先 経営企画部広報・IR 室長 竹本 和代
(TEL 03-5532-3320)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記Ⅰ．１（１）②において定義します。）の取得について、平成 25 年 8 月 15 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）にそれぞれ付議すること、並びに全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日開催予定の当社の発行済普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ．当社株式全部取得手続等のための当社定款の一部変更について

１．種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－１」）

（１）変更の理由

平成 25 年 6 月 13 日付当社プレスリリース「丸紅株式会社の完全子会社である MX ホールディングス株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」及び「主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）の完全子会社である MX ホールディングス株式会社（以下「MX ホールディングス」といいます。）は、平成 25 年 4 月 30 日から平成 25 年 6 月 12 日までの間、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、その結果、平成 25 年 6 月 19 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 13,001,211 株（総株主の議決権の数に対する割合：89.48%）を所有するに至っております。

平成 25 年 4 月 26 日付当社プレスリリース「丸紅株式会社の完全子会社である MX ホールディングス株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明及び丸紅株式会社との資本業務提携契約締結のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、丸紅は、当社を携帯電話販売事業における業界の雄として、モバイルビジネスにおける豊富な業務経験、効率的なキャリアショップ運営体制、付加価値の高い法人営業力、自主性及び創造性のある当社の役員及び従業員等を、本公開買付け後も尊重される経営の自主性と共に有していると認識しており、当社を MX ホールディングスの完全子会社とすることにより、丸紅及びその連結対象会社（以下「丸紅グループ」と総称します。）との多面的な連携関係を構築し、また、当社と同じ事業を営む丸紅テレコム株式会社（以下「丸紅テレコム」といいます。）との間で営業面、店舗運営実務面でのノウハウ共有・相互活用を図る相乗効果の追求が可能になるとのことです。

一方、当社といたしましても、当社及び丸紅テレコムを同一グループ内におくことによる規模の拡大

や、営業面・店舗運営実務面でのノウハウ共有・相互活用を図る相乗効果は大きいと考えられるとともに、丸紅グループが有する全産業にまたがる顧客資産や取引先の活用により、当社のセールスプラットフォームのさらなる強化、新しい商材の開拓・拡大を図ることが可能となります。また、端末修理事業においては、丸紅グループのもつ営業力や、国内のみならず、海外における丸紅グループのネットワークを活用することで、新たな修理事業・顧客層の拡大が可能となります。このようなことから、本公開買付けにより当社が丸紅グループの一員になることで、当社の事業の拡大・発展を図り、企業価値の向上を目指すことが可能になると考えるに至りました。

以上を踏まえて、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の承認をいただくことを条件として、MXホールディングスの完全子会社となるために、以下の①から③の手続（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、「定款一部変更の件－１」の定款変更案第６条の２に定める内容のＡ種類株式（以下「Ａ種類株式」といいます。）を発行可能とする旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第２条第１３号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社普通株式の全てに全部取得条項（会社法第１０８条第１項第７号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（但し、当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式１株と引換えに、Ａ種類株式を１,６１４,０００分の１の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第１７１条第１項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の各株主に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式１株と引換えに、Ａ種類株式を１,６１４,０００分の１株の割合をもって交付いたします。なお、MXホールディングス以外の各株主に対して取得対価として交付されるＡ種類株式の数は、１株未満の端数となる予定です。

当社は、株主に対するＡ種類株式の交付の結果生じる１株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第２３４条第１項の規定により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するＡ種類株式を、会社法第２３４条の定めに従って売却等を行い、当該売却等によって得られた代金をその端数に応じて各株主に交付いたします。

かかる売却等の手続に関し、当社は、会社法第２３４条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得てＡ種類株式をMXホールディングスに売却すること、又は会社法第２３４条第２項及び第４項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社がＡ種類株式を買い取ることを予定しております。この場合のＡ種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、別途定める基準日（平成２５年９月１９日を予定しております。）において各株主が所有する当社普通株式の数に５,５１０円（本公開買付けにおける当社普通株式１株あたりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主に交付される価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件－１」は、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものです。

会社法第１７１条第１項及び第１０８条第１項第７号の定めにより、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるために、下記（２）に記載の定款変更案第６条の２に定める内容のＡ種類株式を発行可能とする旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

また、これまで当社は、当社の定款第8条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、「定款一部変更の件－1」に係る議案で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」に係る議案が原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、4,800万株とする。 (新設) 第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100株とする。 第3章 株主総会 (新設)	第2章 株式 第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、4,800万株とし、発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は47,999,900株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）は100株とする。 第6条の2（A種種類株式） 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種種類株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種種類株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。 第8条（単元株式数） 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする。 第3章 株主総会 第17条の2（種類株主総会） 第12条第2項、第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ② 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ③ 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－2」）

（1）変更の理由

「定款一部変更の件－2」は、本完全子会社化手続のうちの②を実施するものであり、「定款一部変更の件－1」による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第6条の3を新設するものであります。「定款一部変更の件－2」に係る議案が承認され、当該定款変更の効力が生じた場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決された場合、当社は各株主から全部取得条項付普通株式を取得いたしますが（本完全子会社化手続の③）、当該取得と引換えに当社が各株主に交付する取得対価は、「定款一部変更の件－1」に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき各株主に割り当てるA種種類株式の数は、MXホールディングス以外の各株主に対して割り当てるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、1,614,000分の1といたしております。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において、「定款一部変更の件－1」に係る議案及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」に係る議案が原案どおりに承認可決されることを条件として、平成25年9月20日にその効力が生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

「定款一部変更の件－1」 による変更後の定款	追加変更案
第2章 株式 (新設)	第2章 株式 第6条の3（全部取得条項） <u>当会社は、当会社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当会社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに普通株式1株につきA種種類株式を1,614,000分の1株の割合をもって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 提案の理由

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、上記Ⅰ. 1.（1）でご説明いたしました本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が各株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件－1」における定款変更に基づき新たに発行可能となるA種種類株式を交付するものです。

当社は、当該取得の対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の各株主に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を1,614,000分の1の割合をもって交付するものといたします。なお、当該交付がなされるA種種類株式の数は、前記のとおり、MXホールディングス以外の各株主に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる各株主に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、当社は、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式について会社法第234条の定めに従って売却等を行い、当

該売却等によって得られた代金をその端数に応じて各株主に交付いたします。

かかる売却等の手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種類株式を MX ホールディングスに売却すること、又は会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が A 種類株式を買い取ることを予定しております。この場合の A 種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、別途定める基準日（平成 25 年 9 月 19 日を予定しております。）において各株主が所有する当社普通株式の数に 5,510 円（本公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭を各株主に交付される価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

（1）全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社定款の規定に基づき、下記（2）において定める取得日において、当該取得日の前日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の各株主に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種類株式を 1,614,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

（2）取得日

平成 25 年 9 月 20 日

（3）その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」に係る議案及び「定款一部変更の件－2」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。

Ⅲ. 上場廃止の予定について

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」に係る議案、「定款一部変更の件－2」に係る議案及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成 25 年 8 月 15 日から平成 25 年 9 月 16 日まで整理銘柄に指定された後、平成 25 年 9 月 17 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

Ⅳ. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成 25 年 7 月 5 日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 25 年 8 月 15 日（木）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－1」）の効力発生日	平成 25 年 8 月 15 日（木）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 25 年 8 月 15 日（木）
当社普通株式の売買最終日	平成 25 年 9 月 13 日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成 25 年 9 月 17 日（火）

全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成 25 年 9 月 19 日（木）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－2」）の効力発生日	平成 25 年 9 月 20 日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成 25 年 9 月 20 日（金）

V. 支配株主との取引等に関する事項

MXホールディングスは、当社の支配株主（親会社）であることから、上記Ⅱ．に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、平成 25 年 6 月 20 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「Ⅰ．4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおり、親会社との取引条件についても、一般の取引先と同様に市場価格等を参考とした合理的な範囲で決定するとともに、重要性の高い取引については、必要に応じて社内規程等に基づく承認を得て取引条件を決定することとしております。本取得に関しましても、当該指針に準拠した手続を経て決定しております。

当社は、上記Ⅱ．1. のとおり、会社法第 234 条の定めによるA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、別途定める基準日（平成 25 年 9 月 19 日とすることを予定しております。）において各株主が所有する当社普通株式の数に 5,510 円（本公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主に交付される価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

MXホールディングスによる本完全子会社化手続の一環をなし、本取得の前提となる本公開買付けの公正性（本公開買付価格の公正性を含みます。）を担保するための措置として当社が講じた措置につきましては、平成 25 年 4 月 26 日付当社プレスリリース「丸紅株式会社の完全子会社であるMXホールディングス株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明及び丸紅株式会社との資本業務提携契約締結のお知らせ」の「Ⅰ．2. (3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおりです。

また、当該プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社は、本取得を含む本完全子会社化手続の実施に関し、丸紅、MXホールディングス、日本電気株式会社及び当社との間に利害関係を有せず、当社のリーガルアドバイザーであるTMI総合法律事務所の葉玉匡美弁護士から、(i) 本公開買付けを含む本取引（当社の株主をMXホールディングスのみとし、当社を完全子会社化するための一連の取引を指します。以下同じです。）は、当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(ii) 本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(iii) 本取引により株主に交付される対価は妥当であり、(iv) 本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨の意見書を平成 25 年 4 月 26 日付けで入手しております（なお、当該意見が本取得を含む本取引に係るものであることから、当社は、本取得の実施に際しては、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手していません。）。

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社取締役のうち所用のため当日欠席した佐藤慶太氏を除く全員が出席し、上記葉玉匡美弁護士の意見その他の関連資料を踏まえ慎重に検討した結果、出席した当社取締役全員一致で本完全子会社化手続は少数株主の利益を害するものではなく、かつ、当社の企業価値向上に資するものと判断し、本取引に係る議案を本臨時株主総会及び本種類株主総会に付議する旨を決議しております。また、当社の監査役全員が当該取締役会に出席し、いずれも当社の取締役会が当該決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。かかる取締役会の決議の方法その他本取得の手続等に関しては、丸紅及びMXホールディングス並びに当社と利害関係のないリーガルアドバイザーであるTMI総合法律事務所の法的助言を得ております。

当社は、以上を踏まえ、本取得を含む本完全子会社化手続は、少数株主の利益を害するものではないと判断しておりますので、本取得は上記指針に適合していると考えております。

以上